法 学　第 1139 号
平成 29 年 3 月 23 日

各私立学校設置者
各私立学校長　　様
（小・中・高・特）

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）

標記について、文部科学省初等中等教育局長等から別添のとおり通知がありましたので、国の「いじめ防止等のための基本的な方針（平成 29 年 3 月 14 日改定分）」（以下「国の基本方針」という。）を参酌し、学校における「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）の見直し、法の規定を踏まえた組織対応及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に添った重大事態への対処等、下記事項に留意の上、必要な措置を講じるようお願いします。

記

1　改定事項
いじめの防止等のための基本的な方針

2　策定事項
いじめ重大事態の調査に関するガイドライン

3　その他

（1）県の対応について
県は、国の基本方針を踏まえ、今後、県の基本方針の見直しを行うなど、必要な措置を講ずる予定であること。

（2）留意事項について
ア　平成 29 年度内を目途に学校基本方針の見直しを行うこと。
イ　職員会議や校内研修会を通じて、学校基本方針に即した対応について、教職員間での共通理解を図ること。
ウ　学校基本方針は、ホームページや学校通信に掲載するなど、児童生徒、保護者及び地域住民等への周知を図ること。
エ　児童生徒によるいじめ防止の取組等の促進が図られるよう配慮すること。

担当
私学振興担当（佐々木）
Tel 019-629-5042
Fax019-629-5049